

# 松本市公式観光サイトリニューアル業務 公募型プロポーザル提案説明書

## 1 事業趣旨

松本市公式観光サイト「新まつもと物語（以下「現サイト」という。）」は、平成18年から市民と市の力により運用をしてきた。立ち上げから20年弱が経過し、SNSの台頭やコロナ禍、インバウンドの急増により、旅行者の求める情報や、情報を得る媒体が変化してきている。こうした状況において、当該サイトは他の主要観光地と比べウェブサイトのトレンドと乖離が生じており、改修が必要な時期となっている。

本事業では、旅行者の求める情報をよりの確に早く提供し、多くのユーザーを獲得できるようにサイト構造を最適化したうえで、流入したユーザーが「旅マエ」「旅ナカ」「旅アフ」の幅広い場面でシームレスに利用でき、その全ての過程でユーザー情報を蓄積しマーケティングに活用できる仕組みを目指し、松本市公式観光サイトをリニューアルするもの。

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 業務概要

### (1) 業務名称

松本市公式観光サイトリニューアル事業業務

### (2) 業務内容

別紙「松本市公式観光サイトリニューアル事業業務」のとおり

## 4 業務委託料上限額

18,940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5 企画提案を求める内容

提案者はその専門的な立場から、当該サイトのあり方を見据え、他自治体の事例等も参考にしながら、仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲内でできうる限りの提案を行うこと。

### (1) 基本コンセプト

新サイトの設計にあたっては、現在の松本市の課題やマーケット状況、トレンド、他自治体事例などを分析のうえ、松本市に最適なウェブ戦略を立案するとともに、明確なコンセプト及びテーマを提示すること。

### (2) サイト機能、構成

ユーザーにとって利便性が高いサイトにするため、最新のAI、DX、Google

マップ等の位置情報も活用した機能を提案すること。

ア 情報収集、行程作成、各種予約までサイトから離脱せずシームレスに利用でき、実際の訪問につながり、市内の回遊や滞在延伸、消費を促す仕組みを提案すること。

イ 旅マエだけではなく旅ナカ、旅アトでも利用でき、一連のユーザーの行動等のデータが蓄積され、マーケティングに活用できる仕組みを提案すること。

ウ ユーザーのデータを活用したAIによるリコメンド機能等を提案すること。

エ 飲食店情報について、Googleマップと連携した方策を提案すること。

オ 松本市内のイベント情報を収集するためのAIやAPI連携等の機能を提案すること。なお、イベント情報掲載にあたっては、掲載可否を職員が判断する。

### (3) コンテンツの移行

ア コンテンツの移行について、できる限り発注者側での作業が削減できスムーズに行える方法及び、移行結果のチェック方法を提示すること。

### (4) コンテンツの企画

ア 旅行者の興味関心を引き、当該サイトへのアクセスを伸ばせる魅力的な特集ページを4案提案すること。なお、1つはそば屋特集を想定する。

イ SNSからユーザーを新サイトへ呼び込む仕組みや、UGCの活用等、SNSとの連携や効率的な運用方法等について提案を行うこと。

### (5) 操作性、デザイン

ア スマートフォン版、PC版のトップページ及び特集ページ、スポットページ等のデザイン案を提案すること。デザインは、SNSの普及による写真や動画を活用した興味関心の引き方や、スマートフォンに合わせた視認性やデザイン性を含む。

イ 既存サイトのコンテンツをすべて閲覧し、サイトの改善方針を策定した上で、新サイトにふさわしいグローバルナビゲーション、サイトマップを提示すること。

### (6) 多言語ページ

ア ネイティブ翻訳及び自動翻訳の手法について提案すること。

### (7) 保守運用管理

ア 運用支援、情報修正等、適切な対応を図るための具体的な運用管理方法を提案すること。

イ PV数やユーザーの傾向、ニーズや行動特性等が容易に計測分析できるアクセス分析ツールや分析項目について具体的に提案すること。

### (8) その他

ア 業務のスケジュール及び執行体制等について、打ち合わせの回数や内容等も含めて具体的に提案すること。

イ 過去の類似業務の実績及び執行体制を示すこと。

ウ 専門用語には、専門知識の無い者にも分かるよう簡単な説明を付記するなど、平易な言葉で書き表すこと。

エ 本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事

柄があれば提案すること。

## 6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 7 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和7年4月10日（木）
イ 質問書の提出期限	令和7年4月16日（水）正午まで
ウ 質問書に対する回答	令和7年4月18日（金）※
エ 参加表明書提出期限	令和7年4月23日（水）正午まで
オ 参加資格審査及び結果通知	令和7年4月24日（木）※
カ 企画提案書提出期限	令和7年5月26日（月）正午まで
キ 一次審査結果通知	令和7年6月 3日（火）※
ク プレゼンテーション審査	令和7年6月 6日（金）※

※ 予定を変更する場合があります。

### (2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和6年度の松本市入札参加資格（令和6年6月1日～令和7年5月31日）を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から3カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から3カ月以内のもの、コピー可）

※ 未納の税額がないことがわかる証明書

カ 市税の納税証明書（提出日から3カ月以内のもの、コピー可）

※ 松本市内に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から3カ月以内のもの、コピー可）

※ 印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提出すること。

(3) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間内に電子メールで送信するものとする。なお、メールのタイトルは「(団体名) 松本市公式観光サイトリニューアル事業業務質問書」とする。

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

(4) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

なお、エ見積書の内訳書及びオ業務実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書（様式1）

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページ数を付記）

ウ 本業務に関する提案見積書（様式2）

エ 上記ウの内訳書（様式任意）

オ 業務実施スケジュール（様式任意）

カ 業務協力予定書（様式3）

※ 共同提案を予定している場合のみ

(5) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。

カ 審査の公正を期するため、社名無しの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークな

ど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

キ 企画提案書内に、8(1)評価項目がどのページに該当するかを記載すること。

## 8 選定方法

「松本市公式観光サイトリニューアル事業業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

### (1) 評価項目及び内容

#### ア 技術評価（900点満点）

1	事業理解度 コンセプト	本事業の位置付けを十分理解し、現在の松本市の課題やマーケット状況、トレンド、他自治体事例などを分析のうえ、最適なウェブ戦略を立案するとともに、明確なコンセプト及びテーマを提案しているか。	75
2	サイト機能 (合計325点)	情報収集、行程作成、各種予約までサイトから離脱せずシームレスに利用でき、実際の訪問につながり、市内の回遊や滞在延伸、消費を促す仕組みを提案しているか。	100
		旅マエだけではなく旅ナカ、旅アトでも利用でき、一連のユーザーの行動等のデータが蓄積され、マーケティングに活用できる仕組みを提案しているか。	75
		ユーザーのデータを活用したAIによるリコメン ド機能等を提案しているか。	50
		Googleマップの活用、連携について提案して いるか。	50
		松本市内のイベント情報を収集するためのAIや API連携等の機能を提案しているか。	50
3	コンテンツ移行	できる限り発注者側での作業量が削減でき、スムーズに行える方法及び移行結果のチェック方法を提案しているか。	50
4	コンテンツ企画	当該サイトへのアクセスを伸ばすための、多言語ページを含めた魅力的な特集ページ案の提案及び、SNSやUGCの活用や効率的な運用方法等について提案しているか。	100
5	操作性 デザイン	スマートフォンに合わせた操作性や視認性を重視し、新サイトにふさわしいグローバルナビゲーションやサイトマップを提示したうえで、ユーザーを引きつける魅力的なデザインを提案しているか。	100

6	多言語ページ	ネイティブ翻訳及び自動翻訳の手法について提案しているか。	50
7	保守運用管理	運用支援、情報修正等、適切な対応を図るための具体的な運用管理方法及び、アクセス分析ツールや分析項目について具体的に提案しているか。	75
8	業務遂行能力	過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。また、事業を効果的に実施するための工程表及び危機管理も含め、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制となっているか。	75
9	その他	本業務を実施するにあたり、提案者が独自に必要な・効果的と考える事柄がある場合に、提案しているか。	50

イ 価格評価（100点満点）

評価内容	評価点
(最低提案見積額／当該提案見積額) × 100点	100

(2) 参加資格の確認

ア 「6 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確定後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

(3) 書面審査

提案者が4者以上の場合、書面審査を実施する場合がある。なお、書面審査は提出書類に基づき、「8(1)評価項目及び内容」に従い評価を行う。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約40分（提案説明25分、質疑応答15分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。

エ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。

オ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

キ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

ク 審査は松本市での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

(5) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企

画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 1 3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。

### 1 4 問合せ先

担 当 松本市文化観光部観光ブランド課 市江  
住 所 〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所5階  
TEL 0263-34-8307  
FAX 0263-34-3049  
メール kankou@city.matsumoto.lg.jp